

トピックス

「年金制度改正と個人の生涯所得」

主任研究員:石川 達哉

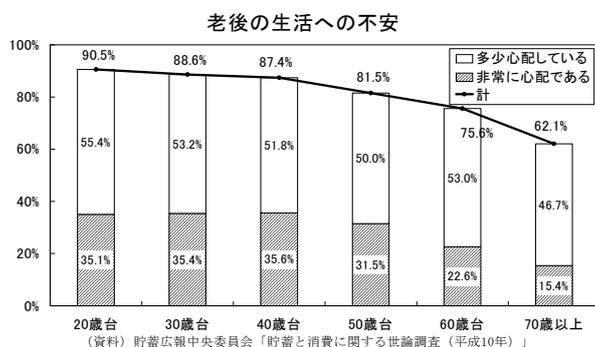
Email: ishikawa@nli-research.co.jp Tel: (03)3597-8420 Fax: (03)5512-7162

要旨

- ①若年層を中心に老後の生活に対する不安感が高まっている。この背景には賃金上昇率が低下するなかで税や社会保険料などの負担は上昇を続けるという構造がある。また、中堅以下の所得階層では公的年金保険料は所得税や住民税よりも重い負担となっている。
- ②99年度は公的年金の財政再計算の年に当たり、3月に厚生省から公表された「年金制度改正案大綱」においては制度基盤の強化に向けた各種改正案と制度全体の収支見通しが提示されている。しかし、生年別にみた生涯負担と生涯給付など個人の視点からの情報開示はなされておらず、負担や給付に対する先行き不透明感を払拭するには十分とは言えない。
- ③「年金制度改正案大綱」と同じ仮定を用いて、片稼ぎ世帯の生涯負担と生涯給付の割引現在価値を生年別に計算すると、負担を上回る給付が得られるのは1955年生まれ以前の世代となる。現行制度では65年生まれ以前の世代で負担を上回る給付が期待できる。先発世代ほど負担に対する給付の割合は高くなるが、その事実だけをもって世代間の不公平を論ずるのは適当でない。先発世代はもともとの生涯賃金が低いからである。
- ④そこで、「賃金－本人負担＋給付」でみた手取り所得の割引現在価値について世代間比較を行うと、45年生まれが最も高い水準となる。また、65年生まれ以降の世代は30年生まれよりも低い水準となる。すでに受給している世代と現役世代との世代間格差よりも、将来受給する現役世代内部での格差の方が深刻と言える。
- ⑤公的年金制度は一部の世代の世代内所得格差を拡大するという矛盾もはらんでいる。改正案でも55年生まれ以前の世代では、同一世代において賃金格差よりも年金給付後の手取り所得格差の方が大きくなる。現行制度では65年生まれ以前の世代で世代内格差が拡大する。
- ⑥以上のとおり、世代間格差・世代内格差の点で「年金制度改正案大綱」には改善すべき点が残っている。生年別の個人の視点からも情報開示を行い、負担と給付のあり方について開かれた議論を尽くすことが必要である。また、個人個人が改正案で規定される生涯の手取り所得と自分自身が思い描いている生涯の貯蓄消費計画とを照らし合わせることも必要である。そのうえで、自助努力の計画も見直すべきであろう。

1. はじめに

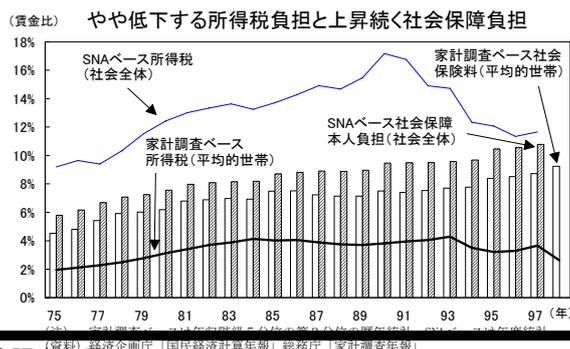
本格的な高齢化社会の到来は着実に近づいている。しかし、景気低迷が長期化するなかで政策対応は短期の景気刺激策に偏り、税制・社会保障制度改革などの長期的課題は先送りされている。それが将来に対する不安感を高め、家計消費の低迷をもたらす悪循環に陥っている。特に、若年層ほど老後の生活に不安を抱く傾向がみられる。生涯の貯蓄・消費計画を立てるうえでのベースとなるのは生涯の可処分所得であり、その大部分は賃金と所得税・住民税および社会保険料の負担と社会保障給付で決まる。個人の視点にたった情報は十分に開示されておらず、そのことも将来所得に対する不透明感につながっていると考えられる。



当レポートでは、3月に発表された「年金制度改正案大綱」を前提に、賃金と公的年金の負担および給付を反映した個人の生涯所得を生年別に試算し、個人が生活設計を立てるうえでの一助としたい。また、世代間および世代内の比較分析を通じて、公的年金制度が抱える世代間格差・世代内格差の問題をあわせて検討する。

2. 社会保険料負担の上昇が続く中堅以下の所得階層

平均的なサラリーマン世帯における税と社会保険料負担の推移をみると、公的年金などの社会保険料負担が特に重くなっている。所得税・住民税は89年度に実施された消費税導入とセットで税率軽減や所得控除拡大が行われ、賃金に対する負担割合はやや低下している。一方、社会保険料の賃金比は上昇を続けている。それでも、所得税が累進税率となっているため、「社会全体」の税額は97年度時点で社会保険料(本人拠出分)をやや上回っている。しかし、所得中位の「平均的世帯」でみると、すでに75年度から社会保険料(本人拠出分)が所得税・住民税負担を上回っている。



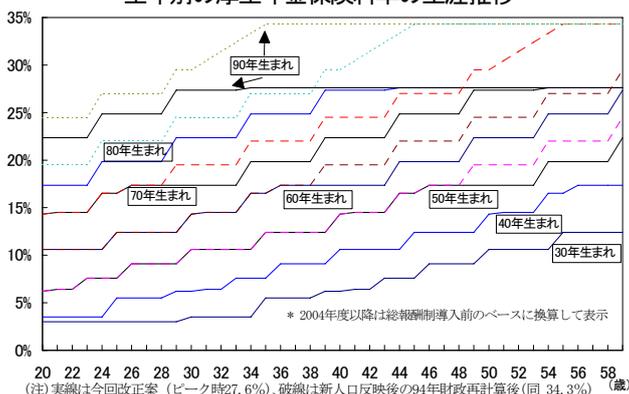
99年の片稼ぎのサラリーマン世帯(4人家族)の税・社会保険料負担

(万円) 給与収入	社会保険料		定率減税なしの場合			定率減税後		
	厚生年金保険料	健康保険料	所得税	住民税	税計	所得税	住民税	税計
300	30.7	19.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
400	40.9	26.5	1.5	2.4	3.9	1.2	2.0	3.3
500	51.1	33.2	8.5	5.9	14.4	6.8	5.0	11.8
600	61.3	39.8	15.5	9.4	24.9	12.4	8.0	20.4
700	71.5	46.4	22.8	16.1	39.0	18.3	13.7	32.0
800	81.8	53.1	30.8	24.1	55.0	24.7	20.5	45.2
900	92.0	59.7	44.6	32.1	76.7	35.7	28.1	63.8
1000	98.5	62.7	61.3	40.4	101.7	49.0	36.4	85.5
1100	102.3	62.8	79.5	49.6	129.1	63.6	45.6	109.2
1200	106.0	62.9	97.8	58.7	156.5	78.2	54.7	132.9
1300	109.7	63.0	123.7	74.5	198.1	98.9	70.5	169.4
1400	113.4	63.2	141.9	86.3	228.3	116.9	82.3	199.3
1500	117.1	63.3	166.8	98.2	265.0	141.8	94.2	236.0

(注) ①社会保険料は厚生年金・政管健保・雇用保険を想定
②住民税は所得割(標準税率)

その社会保険料の2/3を占めるのが厚生年金保険料である。年収800万円以下の階層では本人拠出の厚生年金保険料だけで所得税・住民税の額を上回っている。ただし、負担に対応する反対給付があるので、「負担—給付」を見なければ、所得税・住民税より実質的な負担が重いとは限らない。社会保険のうち健康保険では傷病時に制度から8割分の給付がなされるが、支出の実損填補という性格が強く、実際に所得が増えるわけではない。しかし、年金の場合には給付によって実際に可処分所得が増える可能性がある。その給付の仕組みは複雑であり、適用されるルールが生年によって大きく異なる。料率も2024年頃まで段階的に引き上げられる見込みであり、生涯負担の重さも生年によって大きく異なる。

生年別の厚生年金保険料率の生涯推移



したがって、公的年金の負担と給付を正確に評価するには、生年別、ないし、世代別の視点から捉える必要がある。しかも、負担が20歳~59歳の間になされるのに対して、給付は60歳以降、もしくは、65歳以降に行われる。比較に際しては、利子率と同じ割引率を用いて同一時点での現在価値に換算しなければならない。

また、若年世代の場合は、今後の年金制度改正によって影響を受ける部分も大きい。そこで、制度改正動向も踏まえたうえで、現時点で利用可能な情報を個人の視点で整理し直す必要がある。

3. 99年度の年金制度改正では報酬比例給付を5%削減、将来負担も抑制

本年度は5年に一度実施される「公的年金の財政再計算」の年に当たり、現在開会中の国会か秋に召集される国会で法案提出と審議が行われる見込みである。そのベースとなるのが3月5日に厚生省から発表された「年金制度改正案大綱」である。国民年金および厚生年金の財政基盤強化に関しては、①計算基礎率の変更、②総報酬制の導入、③給付のスライド方式の変更、④報酬比例部分の5%給付削減、⑤報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ、⑥60歳台後半の在職老齢年金制度導入などが盛り込まれている。

まず、①は長期の収支計画を策定するうえでの計算前提であり、昨今の経済情勢を踏まえた変更である(利率:5.5%→4.0%、賃金上昇率:4.0%→2.5%、インフレ率2.0%→1.5%)。②は厚生年金保険料の徴収や給付計算のベースとなる「標準報酬」を「ボーナスを除く賃金」から「ボーナス込みの賃金」(総報酬制)に改めるものである。すなわち、ボーナスにも月例と同一の料率が適用され、給付にもボーナスからの徴収分が反映される。これと完全に対応するように料率と給付率の引下げを組み合わせるので、総報酬制が負担額・給付額に与える影響は実態的にはゼロである。

③は基礎年金や厚生年金報酬比例部分の年金額裁定後の給付スライドを「税引き後所得上昇率」から「物価上昇率」にベースを改め、給付額の上昇を抑制するものである。ただし、年金額の裁定時に関しては99年度以降の「税引き後所得上昇率」を反映したネット賃金スライドが維持される。

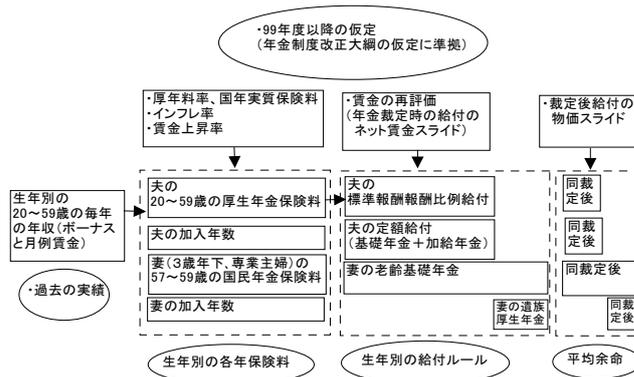
④は厚生年金の報酬比例部分の給付乗率を7.5/1000から7.125/1000(総報酬制ベースでは5.481/1000)に引下げるものである。また、⑤は報酬比例部分の支給開始年齢を現行の60歳から65歳へと段階的に引上げるものである。⑥は65歳以上70歳未満の在職者に対する年金給付を賃金水準に応じて減額するものである。

これらの効果で2024年頃のピーク時の厚生年金保険料率を現行方式の34.3%から27.6%(総報酬制ベースでは21.4%)程度まで抑えることができるという。また、2040年頃までは国民年金・厚生年金ともに単年度の収支がプラスを維持する見通しとなっている。

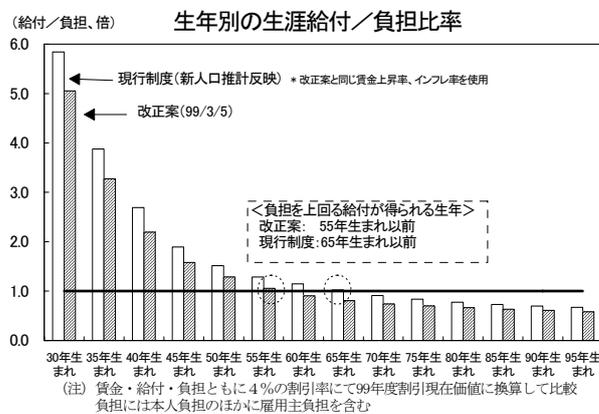
	現行制度(94年財政再計算)	年金制度改正案大綱(99/3/5)	備考
厚生年金保険料率(月例)			
最終料率	34.30%	27.6%(21.4%)程度	()内は総報酬制ベース
99年の料率	19.50%	17.35%(2003年:13.58%)	()内は総報酬制ベース
厚生年金保険料率(ボーナス)			
料率	1%	月例と同一	ボーナス=月例賃金×3.6
同実施時期		2003年4月	
国民年金保険料			
最終保険料月額	24300円(94年度価格)	24800円(99年度価格)	
99年の保険料月額	13700円	13300円	
給付水準(月額)			
基礎年金	6.5万円(94年度価格)	6.7017万円(99年度価格)	
同実施時期		2000年4月	
報酬比例部分	平均標準報酬×7.5/1000×加入年数	平均標準報酬×7.125/1000×加入年数	
		2000年4月(2003年:5.481)	
給付スライド			
裁定後のスライド	ネット賃金スライド	2000年4月より物価スライド	2025年以降は年率2.5%
裁定前時のスライド(賃金再評価)	ネット賃金スライド(4%)	ネット賃金スライド(2.3%)	
支給開始年齢			
基礎年金	65歳へと段階的に移行 (2001~2013年度)	同左 (同左)	
報酬比例部分	60歳	65歳へと段階的に移行 (2013~2025年度)	
計算基礎率			
予定利率	5.5%	4.0%	
賃金上昇率	4.0%	2.5%	
インフレ率	2.5%	1.5%	

4. 世代別に見た給付と負担の割合: 負担を上回る給付が得られるのは 55 年生まれ以前の世代

今回の改正案が実施された場合、個人、夫婦単位での負担と給付がどうなるかについての公的な資料は今のところ開示されていない。料率が段階的に引き上げられるうえに、もともとの給付ルールが生年によって異なるため、どの生年に属するかで個人・夫婦単位での生涯収支への影響度合いは全く違ったものになる可能性がある。



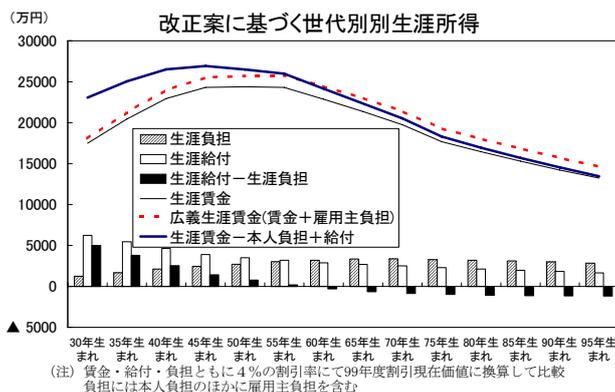
そこで、現行の年齢階層別賃金データと「年金制度改正案大綱」と同じ計算前提（利率、賃金上昇率、インフレ率等）を用いてモデル世帯（片稼ぎサラリーマン夫婦）における生涯の負担と給付を生年別の試算を行った。具体的には、各年、各歳毎の平均年収を求め、各時点での負担と給付を算出した後、99年度の割引現在価値に換算して、生涯の総負担と総給付を生年別に比較した。



平均的世帯の場合、改正後は生涯負担を上回る生涯給付が得られるのは 1955 年生まれ以前の世代である。負担に対する給付の割合は、生年の古い先発世代ほど高くなる。先発世代の高い給付比率は後発世代の重い負担によって支えられており、後発世代から先発世代に対して世代間所得移転が生じている。ただし、「負担に対する給付」の割合が単に高いか低いかだけで是非を問うのは適切でない。高い経済成長率が続くのであれば、生涯賃金が低い世代に対して後発世代から所得移転を行うのは合理性があると考えられる。公的年金制度には後発世代が享受する生活水準の向上を先発世代にも分配するという意義があり、問われるべきはもともとの賃金水準などと比べてその度合いが適切かどうかである。その1つの目安となるのは次に述べる「賃金－本人負担＋給付」で見た生涯の手取り所得の「水準」であろう。

5. 生涯の手取り所得でみると45年生まれが最大、65年生まれ以降は30年生まれより低額

「賃金－本人負担＋給付」(99年度における割引現在価値)で見た手取りの生涯所得の「水準」を生年別に比較すると、45年生まれが最も高い水準となる。また、65年生まれ以降の世代は30年生まれよりも低い水準となる。



「年金制度改革案大綱(99/3/5)」による世代別生涯所得の内訳(単位:万円)

生年	1930年	1935年	1940年	1945年	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
A 生涯賃金	17474	20456	22954	24314	24385	24320	22877	21367	19737	17682	16443	15291	14220	13223
B 生涯賃金+雇用主負担	18072	21267	23990	25524	25722	25809	24449	23013	21403	19294	18027	16834	15701	14627
C 生涯負担	1234	1665	2115	2455	2713	3019	3187	3333	3367	3255	3196	3111	2984	2826
D 生涯給付	6238	5446	4641	3877	3492	3185	2887	2683	2484	2280	2119	1966	1823	1641
E 生涯純給付(D-C)	5003	3782	2526	1422	779	166	▲ 300	▲ 650	▲ 882	▲ 975	▲ 1077	▲ 1145	▲ 1161	▲ 1185
F 生涯所得(B-C+D)	23076	25049	26516	26945	26501	25975	24149	22364	20521	18319	16950	15689	14540	13441

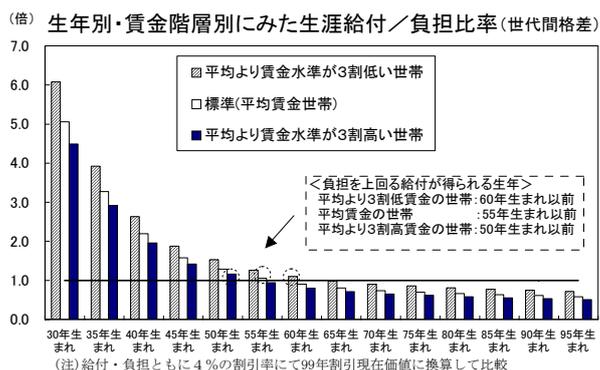
(注)単位:万円。利率4.0%、賃金上昇率2.5%、インフレ率1.5%の前提で99年割引現在価値に換算。

おおまかに順番をつけると、「団塊世代」「戦前世代」「団塊後世代」の順である。すでに受給している世代と現役世代との世代間格差よりも、将来受給する現役世代内部での格差の方が深刻と言える。今回の改正ではすべての世代で給付削減がなされ、負担の抑制も図られるなど「団塊後」の若い世代の重い負担に対する配慮はなされている。それでも、結果をみる限り、それ以前の世代と比べれば後発世代の負担がより重くなる構造が改められたとは言えない。65年生まれ以降の世代の手取り所得が戦前世代よりも必ずしも豊かとは言えない点で再考の余地は十分にある。

なお、ここでの「賃金－本人負担＋給付」でみた手取り所得は、公的年金制度の効果に焦点を絞ったものである点は留意されたい。冒頭で述べたように、生涯の可処分所得を規定する要因としては、賃金・社会保険料負担・給付と並んで所得税・住民税も重要である。年々上昇を続けてきた社会保険料率と比べれば、所得税・住民税の実効税率は安定的で水準も低い、より正確に生涯の可処分所得水準を捕捉するには、世代別に毎年の税を反映したベースで計算を行うのが望ましい。また、社会保障制度による世代間所得移転効果は年金が特に大きいと思われるが、医療保険や今後導入される予定の介護保険にもある程度存在しよう。反対給付が約束されていない所得税・住民税や消費税についても、政府の一般財源に組み入れられた後に政府支出となって個人に何らの受益をもたらさず。その一部が公的年金の国庫負担に充当されていることから推察されるように、財政制度には何らかの世代間所得再分配をもたらす経路がほかにも存在する。その中で公的年金の問題をとりあげたのは世代間所得移転の経路が直接的で影響も大きいことからである。

6. 55 年生まれ以前の世代では公的年金制度が世代内所得格差を拡大

先に見たとおり、平均的な賃金水準の世帯を前提とした分析では、生涯負担を上回る生涯給付が得られるのは55年生まれ以前という結果であった。この前提を変え、毎年の賃金が同一世代の平均より3割高い世帯を基準に世代間比較を行うと、生涯負担を上回る生涯給付が得られるのは50年生まれ以前となる。また、3割低い世帯では60年生まれが境となる。



このように、公的年金制度を通じた負担と給付の重さにはどの世代に属するかという面だけでなく、賃金が同一世代内の平均より上か下かという面も影響する。所得格差は世代間にも世代内にも存在するが、公的年金制度が当初の賃金格差に対してどのような影響を与えるかについては、世代間だけでなく世代内についてもみる必要がある。ここでは公的年金制度が同一世代内の所得格差を拡大させるのか、縮小させるのか、に焦点を当てる。すなわち、同一世代内の「平均世帯」「高賃金世帯」「低賃金世帯」における公的年金制度が適用される前の生涯賃金水準と「賃金－本人負担＋給付」で見た手取りの生涯所得水準との比較である。

生年別にみた公的年金制度の世代内所得格差への効果

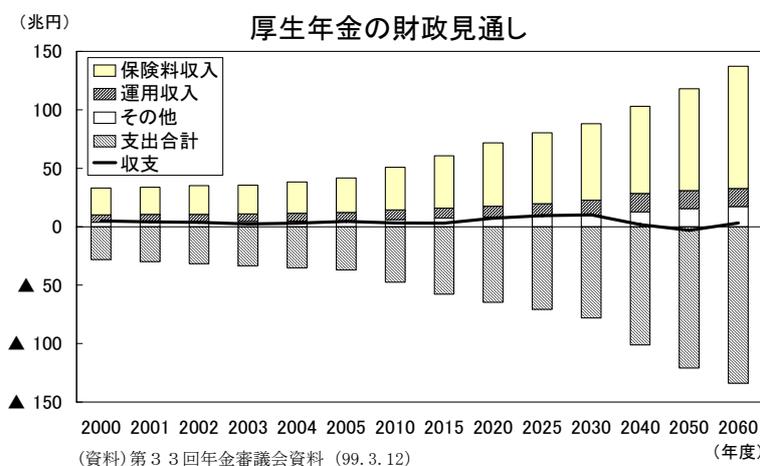
生年	1930	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
①当初の世代内賃金格差														
3割低い世帯－平均賃金世帯	▲ 5242	▲ 6137	▲ 6886	▲ 7294	▲ 7315	▲ 7296	▲ 6863	▲ 6410	▲ 5921	▲ 5305	▲ 4933	▲ 4587	▲ 4266	▲ 3967
3割高い世帯－平均賃金世帯	5242	6137	6886	7294	7315	7296	6863	6410	5921	5305	4933	4587	4266	3967
②手取り所得(賃金－本人負担＋給付)の格差														
3割低い世帯－平均賃金世帯	▲ 5977	▲ 6721	▲ 7288	▲ 7565	▲ 7494	▲ 7353	▲ 6815	▲ 6294	▲ 5772	▲ 5138	▲ 4752	▲ 4397	▲ 4073	▲ 3769
3割高い世帯－平均賃金世帯	5977	6721	7288	7565	7494	7353	6815	6294	5772	5138	4752	4397	4073	3769
③公的年金制度の世代内格差への効果(②-①)														
3割低い世帯－平均賃金世帯	735	584	402	271	179	57	▲ 48	▲ 116	▲ 149	▲ 167	▲ 181	▲ 191	▲ 193	▲ 198
3割高い世帯－平均賃金世帯	735	584	402	271	179	57	▲ 48	▲ 116	▲ 149	▲ 167	▲ 181	▲ 191	▲ 193	▲ 198
(参考) 現行制度における③														
3割低い世帯－平均賃金世帯	897	740	577	412	293	199	113	38	▲ 28	▲ 78	▲ 114	▲ 138	▲ 153	▲ 159
3割高い世帯－平均賃金世帯	897	740	577	412	293	199	113	38	▲ 28	▲ 78	▲ 114	▲ 138	▲ 153	▲ 159

(注) 単位: 万円。すべて4%の割引率による99年割引現在価値。③欄の▲は格差縮小を示す

それを各生年毎にみると、55年生まれ以前の世代では、同一世代内における生涯賃金格差よりも「賃金－本人負担＋給付」で見た手取りの生涯所得における格差の方が大きい。言い換えると、当初の世代内所得格差が公的年金制度によって拡大する。富める者がますます豊かになる構造である。年金制度の第一義的役割は老後の生活資金を確保することかもしれないが、自助努力ではなく公的年金制度が所得格差を拡大させることは見過ごすことはできない。しかも、「世代内の所得格差拡大」の構造は必ずしも豊かとは限らない後発世代からの所得移転によって支えられている。ちなみに、現行制度では同一世代内の所得格差拡大は65年生まれ以前の世代について該当する。その意味では、改正案によって「世代内の所得格差拡大」の構造は一部修正されていると言えよう。

7. 結びにかえて

以上みたように、「年金制度改正案大綱」では年金財政の基盤強化が図られているものの、世代間格差、世代内格差の点では改善すべき点が残っている。公的年金制度がこれからも円滑に運営されるためには、制度の収支基盤を安定化させるだけでなく、できるだけ多くの人の納得感と信頼感を得ることが必要であろう。そのためには、制度全体の収支だけでなく、当レポートで試算したような個人・世帯の視点からの生涯収支に関する公的な資料が開示されることを望みたい。そのうえで負担と給付のあり方などについて開かれた議論を尽くすことが必要である。



高邁な制度改革論を展開しようとするのではなく、国民1人1人が自分の生涯生活設計に照らして賃金や税制・公的年金制度について考えるということが重要である。国民的な議論を経て年金制度が改正された後は、これまで思い描いてきた生涯の貯蓄・消費計画と制度改正で規定される手取り所得をもう一度照らし合わせる必要がある。そのうえで、自助努力の計画を見直すことも必要となろう。将来に対する不安感を徒に募らせるのではなく、公的制度を把握し、自助努力による準備を考えるという姿勢が望まれる。